**○政治資金適正化委員会告示第十八号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年四月六日　　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

| 登録番号 | 氏名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 八二八 | 手島　保 | 二八、三、一五 | 本人からの申請 |
| 一九一一 | 竹内　泰夫 | 二八、三、一五 | 本人からの申請 |

**○政治資金適正化委員会告示第十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十八年四月六日　　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

| 登録番号 | 氏名（新） | 氏名（旧） |
|---|---|---|
| 一四三二 | 勝丸　千晶 | 中山　千晶 |

**○法務省告示第百七十九号**

島根県飯石郡飯南町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年四月六日　　法務大臣　岩城　光英

島根県飯石郡来島村大字小田五十七番地　　安井茂五郎

**○外務省告示第百九号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十八年三月二十一日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十八年四月六日　　外務大臣　岸田　文雄

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 平成28年3月21日 | 2009年10月26日 | TK0412459 |

**○外務省告示第百十号**

平成八年十一月七日にロンドンで作成された「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年八月九日外務省告示第二百六十九号よりの追加）。

| 締約国 | 批准書の寄託日 | 当該締約国についての発効日 |
|---|---|---|
| モロッコ王国 | 平成二十八年二月二十五日 | 平成二十八年三月二十六日 |

| 締約国 | 加入書の寄託日 | 当該締約国についての発効日 |
|---|---|---|
| エストニア共和国 | 平成二十五年七月十日 | 平成二十五年八月九日 |
| ウルグアイ東方共和国 | 平成二十五年十二月十七日 | 平成二十六年一月十六日 |
| コンゴ共和国 | 平成二十六年五月十九日 | 平成二十六年六月十八日 |
| アンティグア・バーブーダ | 平成二十七年十一月二十四日 | 平成二十七年十二月二十四日 |

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第百十一号**

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年十月二日外務省告示第三百三十二号よりの追加）。

| 締約国 | 加入書の寄託日 | 当該締約国についての発効日 |
|---|---|---|
| ナイジェリア連邦共和国 | 平成二十七年六月十八日 | 平成二十七年九月十八日 |
| バーレーン王国 | 平成二十七年六月二十九日 | 平成二十七年九月二十九日 |
| ケニア共和国 | 平成二十七年七月七日 | 平成二十七年十月七日 |

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第百十二号**

ジブチ共和国政府は、昭和四十四年六月二十三日にロンドンで作成された「千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約」の加入書を平成二十七年十月十二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年一月十二日にジブチ共和国について効力を生じた。

（平成二十七年十月十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十八年四月六日　　外務大臣　岸田　文雄

**○厚生労働省告示第百九十七号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である富山県薬事研究所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十八年一月二十九日をもってその行う試験検査の区分を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 変更前の試験検査の区分 | 変更後の試験検査の区分 |
|---|---|
| 理化学試験、動物を用いる試験検査 | 理化学試験 |

**○厚生労働省告示第百九十八号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月六日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 登録番号 | 氏名又は名称 | 住所 | 試験検査の区分 | 廃止の日 |
|---|---|---|---|---|
| 一二八 | 徳島県立保健製薬環境センター | 徳島県徳島市新蔵町三丁目八十番地 | 理化学試験 | 平成二十七年十二月二十八日 |
| 一五三 | 岐阜県保健環境研究所 | 岐阜県各務原市那加不動丘一丁目一番地 | 理化学試験 | 平成二十八年三月二十九日 |
| 一五四 | 三重県保健環境研究所 | 三重県四日市市桜町三千六百八十四番十一 | 理化学試験 | 平成二十八年三月二十九日 |
| 一五七 | 佐賀県衛生薬業センター | 佐賀県佐賀市八丁畷町一番二十号 | 理化学試験 | 平成二十八年三月二十九日 |
| 一六五 | 株式会社島津テクノリサーチ | 京都府京都市中京区西ノ京下合町一番地 | 理化学試験 | 平成二十八年三月三十一日 |